

固定資産税第四期
国民健康保険税第四期
2月29日までに納めく
ださい

月1回10日発行1部4円 (昭和32年6月10日) 新文印刷社
発行所 埼玉県川越市役所 第三種郵便物許可 印 刷

財政白書

財政の推移

昭和四十二年度上半期(四十二年三月~九月)における財政事情を振り返り、今後の財政運営にあたっての注意点を述べたが、あらかも地方自治法が施行されて、早くも二十年を経過するこの機会に、この間、本市

人口等の動き

(図表・一)

合併前の市の面積は一七・四五平方キロ、人口、五万人でしたが、その後、昭和三十年周辺九カ村の合併によって、一躍面積、一一〇・三九平方キロ(合併前の約六・三〇倍)となり、昭和三十五年には、一〇八倍となり、昭和三十五年の増は約三、千人、増加率三、三%、ほとんど自然増程度であったが、昭和四十年の国勢調査では、十二



財政白書発表に当って

川越市長 加藤 龍二

市長の財政方針については、本年度当初予算編成の際、所信を述べたところであり、今後の財政方針として、あくまでも健全財政を基調とし、伸びゆく市の現況にかんがみ、学校、道路等の公共事業は、これを推進しなればならぬから、引つぎ起債、補助の導入に努め、一方開発協会の活用によって一般会計の不足を補い、後を継ぎ、残さぬよう行へる所存であります。

開発協会は市の外部団体で、市の債務負担の議決に基づいて銀行より融資を受け、事業の先行

昭和42年度各会計別上半期(4月~9月)の収入及び支出の概況

一般会計

Table with columns: 歳入, 歳出, 予算現額, 収入済額, 予算残額, 収入割合, 支出割合. Rows include 1市, 2増徴, 3地方交付税, etc.

Table with columns: 歳入, 歳出, 予算現額, 収入済額, 予算残額, 収入割合, 支出割合. Rows include 1歳入, 2歳出, 3歳入, etc.

(予算額欄()内書は継続費繰越額)

特別会計

Table with columns: 会計別, 区分, 予算現額, 収入済額, 予算残額, 収入割合, 支出割合. Rows include 公益質屋, 国民健康保険, etc.

地域の開発等に当って、勿論この開発協会の運営については、将来一般財政を圧迫することがないよう、細心の注意を要することは言うまでもありません。

昭和二十二年五月、新憲法の実施と同時に地方自治法が施行されたが、当時は終戦後間もなく、連合軍の占領下において、ひきついて行政全般にわたる、一連の民主化措置が目まぐるしい程に実施されたものです。

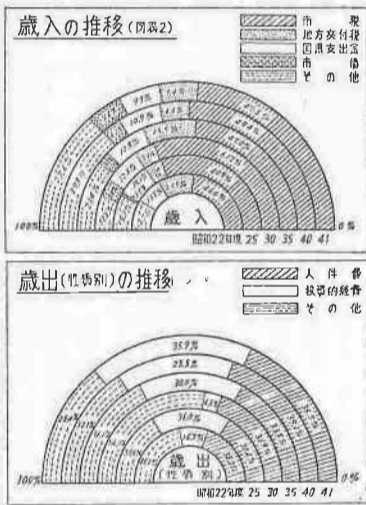
昭和二十二年五月、新憲法の実施と同時に地方自治法が施行されたが、当時は終戦後間もなく、連合軍の占領下において、ひきついて行政全般にわたる、一連の民主化措置が目まぐるしい程に実施されたものです。

昭和二十九年頃からは、全国的に地方財政の著しい悪化となつてあらわれ、それがため地方財政再建特別措置法を制定し、地方財政に直ちに乗り出したのであります。

合併前四億五千万円程度であった一般会計の予算規模が、昭和四十二年現在では二十億円を越え、特別会計を含め四十六億円余となつたのが、この間、本市の財政の推移の概況をいふことができます。

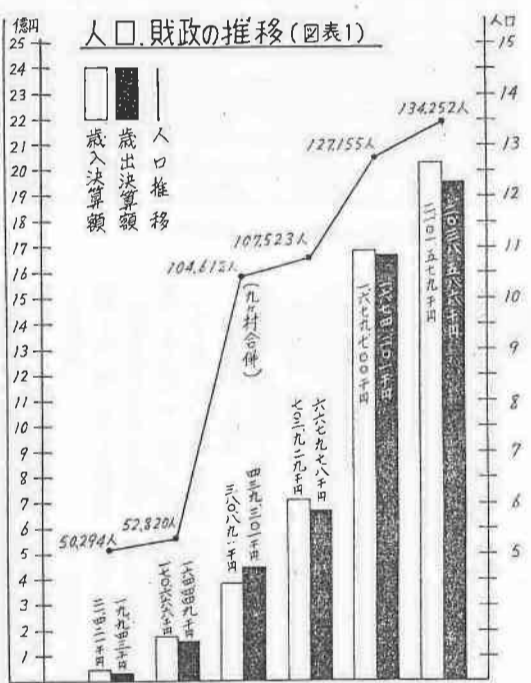
財政の状況

(図表一 および二)



昭和二十九年頃からは、全国的に地方財政の著しい悪化となつてあらわれ、それがため地方財政再建特別措置法を制定し、地方財政に直ちに乗り出したのであります。

合併前四億五千万円程度であった一般会計の予算規模が、昭和四十二年現在では二十億円を越え、特別会計を含め四十六億円余となつたのが、この間、本市の財政の推移の概況をいふことができます。

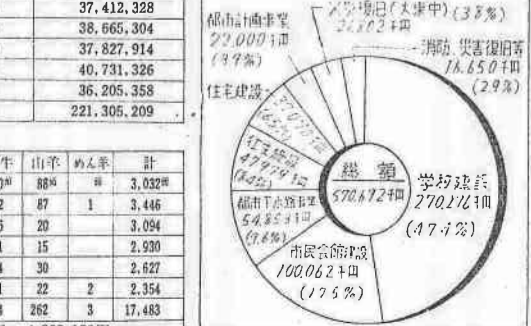


人口、財政の推移(図表1)

市債の現在高

Table showing current status of municipal bonds, including general account, sewerage, and water supply.

一般会計の目的別状況



市民会館 利用状況



市民会館 利用状況

Table showing monthly usage of the citizens' hall, including number of users and fees.

市民の負担状況

Table showing the burden on citizens, including taxes and fees.

水道利用状況及び給水収益

Table showing water usage and revenue, including monthly data and totals.

火葬場利用状況

Table showing crematorium usage, including monthly data and totals.

火葬場利用状況

Table showing crematorium usage, including monthly data and totals.

昭和41年度一般・特別会計の決算概要

○ 一般会計

款別	歳入		歳出		繰入合計	繰出合計
	予算現額	決算額	予算現額	決算額		
1 市税	989,281	1,028,640	997,466	539	30,635	8,185
2 娯楽施設利用税交付金	6,000	6,726	6,726	0	0	726
3 臨時地方交付金	26,029	26,029	26,029	0	0	0
4 地方交付金	157,000	157,304	157,304	0	0	304
5 分担金及び負担金	669	658	658	0	0	△ 11
6 使手料数	71,421	75,664	74,998	10	656	3,577
7 国庫支出金	164,217	149,316	149,316	0	0	△ 14,901
8 県支出金	58,285	57,958	57,958	0	0	△ 327
9 財産収入	42,427	40,623	40,601	0	22	△ 1,826
10 寄附金	83,292	85,915	85,915	0	0	2,623
11 雑入金	7,000	0	0	0	0	△ 7,000
12 繰越金	346	350	350	0	0	4
13 諸収入	176,253	185,226	185,037	9	180	8,784
14 市債	165,000	158,500	158,500	0	0	△ 6,500
歳入合計	1,947,220	1,972,909	1,940,858	558	31,493	△ 6,362

○ 特別会計

会計別	区分	予算現額(千円)		決算額(千円)		予算現額に比し増減△
		歳入	歳出	歳入	歳出	
公益質度	歳入	8,369	3,325	8,369	3,325	△ 44
	歳出	3,369	3,900	3,369	3,900	△ 59
	差引額				25	
国民健康保険(事業勘定)	歳入	249,518	248,249	249,518	248,249	△ 1,269
	歳出	249,518	245,721	249,518	245,721	3,797
	差引額				2,528	
国民健康保険(施設勘定)	歳入	15,235	14,602	15,235	14,602	△ 633
	歳出	15,235	14,907	15,235	14,907	328
	差引額				295	
水道(収益的)	歳入	149,102	153,090	149,102	153,090	3,988
	歳出	149,295	143,057	149,295	143,057	5,238
	差引額				10,033	
水道(資本的)	歳入	148,705	125,352	148,705	125,352	△ 23,353
	歳出	178,546	145,738	178,546	145,738	3,503
	差引額				△ 21,386	
簡易水道(収益的)	歳入	4,628	4,773	4,628	4,773	145
	歳出	4,052	3,803	4,052	3,803	249
	差引額				970	
簡易水道(資本的)	歳入	491	482	491	482	9
	歳出					
	差引額					
下水道	歳入	122,449	123,225	122,449	123,225	776
	歳出	122,449	117,556	122,449	117,556	4,893
	差引額				5,669	
と畜場	歳入	13,841	14,815	13,841	14,815	974
	歳出	13,841	13,599	13,841	13,599	242
	差引額				1,216	
競輪	歳入	1,149,863	1,151,267	1,149,863	1,151,267	1,404
	歳出	1,149,863	1,146,337	1,149,863	1,146,337	3,526
	差引額				4,930	
公共共財	歳入	153,110	155,277	153,110	155,277	2,167
	歳出	153,110	141,474	153,110	141,474	11,636
	差引額				13,803	
水産金貸付	歳入	5,637	5,643	5,637	5,643	6
	歳出	5,637	5,636	5,637	5,636	1
	差引額				7	

昭和41年度 一般会計 特別会計 決算の概要

昭和四十一年細地区に保育園一方を新設し、度決算の概要に、じんろ、し尿処理の作業効率を向上させるため、じんろ集しゅう車六台・パキョームカー二台を購入した。また、市営住宅の建設については、市営住宅の建設については、第一種住宅二十四戸、第二種住宅十戸を建設しました。

また、市営住宅の建設については、第一種住宅二十四戸、第二種住宅十戸を建設しました。

また、市営住宅の建設については、第一種住宅二十四戸、第二種住宅十戸を建設しました。

市民税改正の見通し

自治省では昭和四十三年度の市民税の課税標準が千円未満の所得は千円未満(現行千円未満)は切捨て、その全額が千円未満(現行千円未満)は全額切捨てになります。

また、市営住宅の建設については、第一種住宅二十四戸、第二種住宅十戸を建設しました。

二存じますか

青少年相談員

青少年相談員はあなたの地域、あなたの隣りにおられ、相談員の活動を利用していただくことを待っています。

青少年相談員は、川越市在住の青年、二十才から三十才までの若さで情熱を持ち、ボランティア(奉仕)活動をしよという人達であり、自覚と責任をもって任務を遂行した秘密を厳守いたします。

相談員はどんなことでも進んで活動いたしますので、ぜひ地域の相談員を次のようなことに利用させていただきます。

- ① グループ、サークルの活動
- ② 子ども会、子どものグループ(遊園地など)、少年団、中学校生グループ、職場の年少者のサークル活動
- ③ ゲーム、歌、フォークダンス等のレクリエーション指導
- ④ ハイキング、キャンプ、野球ソフトボール、卓球、サッカー等のスポーツ指導
- ⑤ 読書会、共同学習、写真、動物採集、絵
- ⑥ 奉仕活動のような社会活動
- ⑦ グループの運営の仕方のような集団技術の指導
- ⑧ その他他何れでもいたします

二、学校、民生児童委員、字、町の青少年関係からの利用を持っています。

① 児童福祉法による里子についても扶養控除の対象となります。

② 個人の非課税限度額が二万円引き上げられます。

③ 障害者、未成年者、老年者、寡婦の所得金額が二十八万円(現行二十六万円)になります。

④ 事業所得控除が次のようになります。

青色 十七万円(現行十二万円以下)

白色 十一万円(現行八万円)

⑤ 各種所得控除がそれぞれ一万円引き上げられます。

⑥ 扶養控除 五万円(現行四万円)

⑦ 各種所得控除がそれぞれ一万円引き上げられます。

⑧ 延滞金、還付加算金の増徴についても改正される見通しです。

二十才になったら申出を

選挙人名簿の追加登録

来る三月一日現在で永久選挙人名簿の追加登録が行われます。

昭和四十二年六月二日から十二月一日までに本市に転入された人、引き続き居住している人、たし、本年一月八日以後に転入届を提出し、その転入届により追加登録の申し出が完了しております。

本市に居住していた人で資格があつても選挙人名簿に登録されていなかった人、

- (1) 新しく有権者になった人。(満二十才)
- (2) 昭和二十二年九月三日から昭和二十三年三月二日まで生れた人
- (3) 昭和二十二年十二月一日以前から引き続き本市に居住している人(これ以前に生れた人でも、いままで登録し出さなかった人は、申し出をする必要がありません。)

以上が該当者ですが、自分が選挙人名簿に登録されているかどうか選挙管理委員会選挙人名簿を確かめて見ることが出来ます。

なお、三月一日現在で追加登録する選挙人名簿は、三月十一日から三月二十日まで市役所で見えますから確かめてください。

ご利用ください 市民相談室

○市役所の玄関をはいると、すぐ市民相談室です。この相談室はみなさんのものです。お気軽においでください。

○いままでたくさん相談がございましたが、そのおもなものは、次のようなものです。

○土地・家屋などの貸借関係。家庭内のもめごと。公害関係。道路・交通関係。交通事故。市税や衛生関係など。

○市民、法律相談のほか市民交通傷害保険も取扱っています。

農業 センター 夜は十時まで

市民のみならず、レクリエーションや展示会、各種会合などの催しに、市民のみならず、安い料金で使用できる、農業センターには、市民会館、市民体育館、公民館等の各施設があります。これらの施設は、市民みなさんの施設です。十分に活用ください。

各施設のうち、農業センターは比較的に利用しやすいので、ご利用ください。夜間も十時まで利用できます。

使用料金は使用手続のつぎのとおりです。

名称 川越市農業センター

場所 所川越市野町二丁目二十八番地

使用料金 つぎの表のとおりで、つぎのような場合は減免されます。

市内の農業関係団体が農業振興等の行事に使用する時。

このほか、市長が特に減免する必要があると認めるとき。

区分	午前	午後	夜間	昼夜一日
室名	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
会議室	300円	400円	600円	1,000円
生活改善室	300円	400円	600円	1,000円

新設その他燃料は使用者の負担となります。また会議室や生活改善室にあわせて浴場を使用する場合は各料金の五割増となります。

▼使用時間

午前八時三十分から正午まで

午後一時から五時まで

夜間六時から十時まで

▼使用申込み

使用申込書は、農業センターと農務課にあります。使用料金は申込と同時に納入してください。なお詳細については、農業センターにお問い合わせください。(電話二二八〇六)

◎春は火災の多い季節です 火災 盗難 にご注意ください

◎行楽期をあき果がねらいます